



重層的支援体制整備事業

令和6年1月26日（金）午前10時～
地域福祉計画推進委員会

地域共生社会とは…？

制度・分野ごとの「縦割り」や
「支え手」「受け手」という関係を超えて、
地域住民や地域の多様な主体が参画し、
人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、
住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を
ともに創っていく社会

地域共生社会が求められる背景

これまで…

日本では、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、質量ともに公的支援の充実が図られてきました。

しかし…

近年、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）や、障がいを持つ子と要介護の親の世帯など、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱える世帯が増えてきており、対象者ごとに『縦割り』で整備された公的な支援制度の下で、対応が困難なケースが浮き彫りとなってきています。

また…

日常の様々な場面における「つながり」の弱まりを背景に「社会的孤立」の問題をはじめ、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題や、軽度の認知症や精神障害が疑われ様々な課題を抱えているが公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」などの課題が表面化しています。

地域共生社会が求められる背景

～こんな視点が求められています～

そのため…

①制度・分野ごとの「縦割り」を超える

1人の人、1つの世帯が複数の課題を抱えている場合、分野ごとの課題を捉えるだけではなく、その世帯まるごと、あるいはその人を取り巻くコミュニティも含めた生活全体の支援を考えていこう！

②「支え手」「受け手」という関係を超える

「支え手」「受け手」の関係性を超え、支えあう関係性を作っていこう！

③世代や分野を超えてつながる

地域は、高齢者、障がい者、子どもといった世代や背景が異なる人々が集い、ともに参加できる場であり、新たな繋がりが可能性を秘めています。そうした地域の可能性を最大限に活かし、世代や分野を超えて多様な主体を繋げていくことで、地域を再生していこう！

重層的支援体制整備事業とは…？

高齢者、障がい者、子どもなど分野ごとに行われていた既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、
分野別の支援体制では対応しきれないような
「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する
包括的な支援体制を構築するための事業



「地域共生社会」の実現を目指すための事業！

「地域共生社会」を実現するための手段！

重層的支援体制整備事業の3つの柱

① 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

→本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進める。

+ 他機関協働事業

→課題が複雑化した相談に対し、支援機関の役割や関係性の調整

+ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

→必要な支援が届いていない方とのつながりづくりに向けた支援を

② 参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

→本人や世帯の状況に合わせて、地域資源を活かしながら社会との繋がりを回復する。

③ 地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

→地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を行う。